

日南町告示第1号

令和7年第1回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月10日

日南町長 中村英明

記

招集年月日 令和7年1月17日

招集場所 日南町役場庁舎 議場

付議事件

1. 日南町税条例の一部改正について
 2. 令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）
-

○開会日に応招した議員

高橋洋志君

荒木博君

荒金敏江君

岡本健三君

岩崎昭男君

大西保君

櫃田洋一君

近藤仁志君

山本芳昭君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第1回（臨時）日南町議会会議録（第1日）

令和7年1月17日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年1月17日 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 日南町税条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 日南町税条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議員派遣の件

出席議員（9名）

2番 高橋 洋志君	3番 荒木 博君
4番 荒金 敏江君	5番 岡本 健三君
6番 岩崎 昭男君	7番 大西 保君
8番 檎田 洋一君	9番 近藤 仁志君
10番 山本 芳昭君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長崎みよ君 書記 倉光祐希君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村英明君 副町長 角井学君
総務課長 實延太郎君 住民課長 島山亮子君

午前 9 時 0 0 分開会

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 7 年第 1 回日南町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、タブレットの令和 7 年第 1 回臨時会フォルダーの日程ファイルのとおりです。

タブレット報告書フォルダーから説明員の報告ファイルをお開きください。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、報告書のとおりです。

次に、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和 6 年 12 月 20 日付をもって提出された地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果については、報告書のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第 1 、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、7 番、大西保議員、8 番、櫃田洋一議員の 2 名を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） 日程第 2 、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 明けましておめでとうございます。2025 年の幕開けですけれども、天候もよくて、積雪のないような気候となりました。今年 1 年もこのような穏やかな年になればと願うところであります。

今年は、昭和 100 年の年に当たります。昭和生まれで、昭和、平成、令和を生きた者として、この歴史を振り返ると、様々な変化を感じるとともに、その社会変化の急激

さと大きさを感じているところであります。

13日の21時19分に発生しました、日向灘を震源とします地震が発生しました。津波注意報も発令され、マグニチュード6.9と推定されておりまして、昨年の8月とほぼ同程度の地震がありました。被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

また、本日は阪神・淡路大震災から30年を迎える日となりました。さらなる防災体制、あるいは絆の強化が求められるというふうに感じたところでございます。

さて、2点ほど行政報告のほうをさせていただければというふうに思っております。

1点目ですけれども、今年の早々、公表になりました第13回の住みたい田舎ベストランキングというところで、人口5,000人未満の新たに区分がつくられたようですが、その5,000人未満の区分のほうで、本町のほうが総合部門で9位というような公表をいただきました。内訳としましては、シニア世代が13位、子育て世代のほうで5位、若者世代・単身者の方で10位という内訳であります。個別の内容のほうをこれから精査するとともに、今までの政策が点数につながったというふうに思慮しております。さらなるPRを行いながら本町の発展につなげていければというふうに思っております。

2つ目ですが、1月の15日です。日南町のこども園の在り方について諮問をしておりました件について回答のほうをいただきました。多様な方面についての方向性を審議していただいており、委員の皆様方にお礼を申し上げますとともに、実施に向けた検討のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、今、交流といいましょうか、研修の交流を主体的に進めております新宿せいが子ども園とですけれども、中山間地域の持続的発展に向けた包括連携に関する協定書を締結したところであります。今後、幼児教育の充実や健康増進に努めるとともに、都市部との交流等のほうにつなげていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、本臨時議会のほうに条例の一部改正1件、補正予算1件を上程させていただいております。御承認賜りますようお願い申し上げて、御挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

日程第3 議案第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット2ページ。

日程第3、議案第1号、日南町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第1号、日南町税条例の一部改正について。次のとおり、日南町税条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、鳥取県税条例の一部改正によりまして、特定非営利活動法人であります

鳥取県自閉症協会、この寄附金の税額の控除の対象として指定される期間の更新を行いました。当該法人に対して支出されました寄附金のほうを個人町県民税の寄附金税額控除の対象とします期間のほうを令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする更新するものでございます。現在は、令和2年1月1日から令和6年の12月31日までの期間がありました。

なお、施行期日ですけれども、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用という内容でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第1号、日南町税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（山本 芳昭君） タブレット3ページから。

日程第4、議案第2号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第2号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,635万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,352万3,000円とする内容でございます。

今回の補正の内容でございますけれども、昨年12月に成立しました国の総合経済対策に伴いまして非課税世帯1世帯当たり3万円の給付と、そのうちの子育て世帯につきましては子供1人当たり2万円を加算して給付するものでございます。

あわせまして、日南町民全員に一律8,000円を給付し、物価高騰対策の支援を行うという内容の御提案でございます。

具体的な財源のほうですが、歳入のほうで国庫支出金が4,511万5,000円、物価

高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

繰入金が124万1,000円ということで、財政調整基金からの繰入金でございます。

歳出ですけれども、民生費の中の民生一般管理事務ということで4,635万6,000円でございます。たったもポイントの付与によります物価高騰の対策の支援という内容でございます。

御承認賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、13ページの補正予算説明附属資料に沿ってこれを許します。

13ページ、福祉保健課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 質問は2点ありますて、まず1点目です。ポイントの有効期限が7月末ということで、実質6.5か月ですが、私、思うのに短いなと。金額は3万、2万という方になりますが、例えば12月末ぐらいまでとかですね。これ何が言いたいかいりますと、これもし全部使わなかった場合、失効してしまって、国に返還という形になるんですが、今までのこういった、したときの過去の実績に基づいて、どれぐらい失効してるので。やはりせっかく来たお金を有効活用していただきたい。たったもですから、その事業者、40何ぼの事業者しか買えないということもありますけども、どれぐらいの失効ポイントになっておるのでしょうか、過去の実績、どういうような、今までの補助があったと思うんですが、その辺はつかんでおられるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 議員おっしゃっていただきましたように、このポイントについての期間については6か月程度を予定しております。これにつきましてはこれまで、たったもカードの活用、運用の中でスペシャルポイントということで、5,000ポイントであったり、1万ポイントというような形で付与してきた経過がございます。その際もスペシャルポイントについては基本的に6か月というところで、その利用率につきましてはおおむね9割を超えているような状況になっております。そういうことも踏まえて、早急にこの支援も行いたいということで、6か月ということの設定をしております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 今驚いたんですけど、私大体5%ぐらい失効するかなと思ったんですが、今約9割と言われて、要するに10%失効するような答弁だったんですが、例えばですよ、やっぱり有効活用していただきたいということで、12月末まで延長することによって、一度期間を長くして、いや、やっぱり10%は失効するんだと。ただ、法律で例えばこの補助金はここまでに使わないかんとかなったら違いますけど、町の行政としてできるんであれば別に、普通やったら年度末、3月末となったら際どいんで、2月、1月なりますけど、一度12月までやってみて、想定された今まで10%

の失効を5%とか、もう少し有効活用されてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。あくまで期間を長くするだけなんで、絶対それできませんとかなったらいけませんけど、それは検討できないでしょうか。予算金額じゃありません。あくまで期間を長くしてはどうでしょうかという質問ですが。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） これは国費事業であります。ですので、額を確定してしまわなきゃいけないということがありまして、このたびのは国の補正予算、いわゆる15か月予算でありますので、来年度中に額を確定しないといけないと。来年度中にですね。この予算は、15か月、国の補正予算でございますんで、今年度の残り1月から3月の3か月分と来年度の12か月分を合わせたいわゆる15か月の予算が今回国で配られている予算でございますので、来年度中に今回の予算というのを全部基本的には使ってしまわなきゃいけないと、確定させてしまわなきゃいけないということがあります。ですので、そういったような関係もあって、7月と、7月末には数字を確定させたいということでの考えではないかなというふうには思っておりますが、結論としましては、できるだけ執行率を上げるということもありますので、延長することができるんであれば、できるだけ延ばして対応はさせていただきたいと思っております。ちょっと執行に当たって検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） ありがとうございます。たったもカードに必ず有効期限、スペシャルポイント何月までとか、2000何年と全部書いてあります。だから今回の分もできる限り失効少なく、有効活用していただくという意味で、使えなかったら国庫に返還ですから、もったいない話ですんで。

もう1点お願いします。執行経費の中で、扶助費（新たな非課税世帯給付金精査による減額）700万となっておりますが、これいろんな補正予算の中で精査されたから700万を減額するということなんでしょうか。ちょっとそれを、扶助費700万減額になっておるので、その内容をお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） この給付金につきましては、令和3年度から、令和3年1回、令和4年度に1度、令和5年度には3回にわたって臨時議会にも御承認いただきまして、給付を行ってきてまいりました。令和5年度の1月の時点で臨時議会で2,000万という予算をいただきまして、住民税均等割の課税世帯の給付金等行ってまいりましたけれど、それを繰り越した経過もございます。そういった中で改めて精査をする中で、100世帯と見込んでおりましたけれど、実績と見合わせて700万円の減額ということで、今回の事業費のほうにも充てたいということで精査を行った結果でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 今のを聞くと4年、5年とかいう形ですが、これ6年、今現在6年度ですね。6年度で、これ例えば5年度、6年度で幾らずつだったのか、700万。ちょっと唐突にぽんと出てきたもんで、何ら説明もなかったもんで、700万と、私にとっては大変大きい額が何も説明なく、精査したためと、精査でこれぐらいなるんかなという疑問を抱きましたんで、多少その辺、参考ですけど、それ見直したよと、例えば5年度の分が何ぼで、6年度は何ぼでしたから、合計700万となればありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 説明が不足しております、すみませんでした。

6年度の今年度6月議会のところで、100世帯新たな非課税世帯及び均等割の課税世帯への給付金ということで1,297万2,000円の補正予算をいただいております。それ子供加算25人分も含めまして、その金額の補正をいただいておりました。それプラス、先ほど申しました5年度の1月議会にいただいております住民税均等割のみの給付金のところで2,000万円ということで、100世帯をいただいていました。その実績の中で、結果、5年度の1月議会につきましては最終、165世帯の方にお支払いをしております。この6月の分につきましては、86世帯ということで、その差額のところで相差出ましたところの700万円のところを減額させていただきました。説明が不足しております、すみませんでした。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） これまで物価高騰対策ということで、たったもポイントの交付というような、給付ですね、行われてきたわけですけれども、先ほど同僚議員がおっしゃいましたように、有効期限の関係ですね、私も同様のことを考えております。この有効期限、7月末ということを何とか利用実績を上げるためにしっかりと、事務的な問題が大きいと思いますけれども、しっかりとPRしていただいて使っていただきたいと思います。

本来のこの国からの交付金、この根本的なことを伺いたいんですけれども、これまでには、たったもポイントがない以前、現金とか、商品券とか、ちょっと覚えてないんですけども、そういうものの形で交付をしとったと思います。これがたったもポイントに替わったことによって、そのような未利用なものが出てくるというようなイメージを持つんですけども、その辺これまでの従来のやり方と、たったもポイントに替わったことで国に返還する、精算的な意味合いですね、どの程度変わってきたものか、そういうのが分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御指摘の、いわゆる以前ですと商品券等で紙によるものを全戸に配布させていただいてたという御質問と、今回のたったもの比較の御質問に受けました。

結論から申し上げますと、失効状況は大きく、大幅に変わったということはないと認識してございます。やはり昔の場合も若干の未執行というのはございました。と申しますのも、全戸に配らせていただくんですが、使用は町内で使用いたします。その精算につきましては、過去、商工会等にも委託をした経過の中で、精算行為を行って実績を積み上げた中でやっております。このたびのたったもにつきましても、同様な形で商工会さんと連携をしながら進めてまいるわけでございますが、いずれにしましても、たったものカードによりまして迅速に支給ができること、また事務経費がぐっと効率的に抑えられるというメリットは今後も生かしてまいれるかなというふうに考えております。

期間の延長も今後検討してまいりたいと思いますが、状況としましては物価高に対する国の政策に併せて町としましてもできるだけ皆様には速やかに御利用いただきたいという熱意の下にPRにも努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 国からの交付金は一定の額が見込んであるんですけども、この交付金の中で実際に町民の方々に給付する金額というのも国からの指示があったものか。今ここに出ております額というのは、各自治体の裁量というものが認められるのか、あるいは国からもう一定の額が決められてるのか、これについて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には国のはうから、冒頭申し上げましたように非課税世帯の皆さんのが3万円、あるいはお子さんに対しては2万円というのは、もう実態的な数字の中で交付金の総額が決まっております。

あわせて、今回重点支援地方交付金ということで、目的につきましては物価高の対応策というところが趣旨でありますので、その中で各市町村ごとの人口的なところの中でもう既に上限というのは交付額は決まっておりますので、その金額の内容に応じた形での市町村ごとの住民に配布するケースであるとか、様々な用途というところが目的はある程度は国のはうで定めてありますので、その内容に準拠した形というところを今回、日南町の場合ですけれども、1人当たり8,000円という形の中の支援金として整理をさせていただいておるということありますので、基本的にはその総額は今回国のはうからの交付限度額という形でいただいている内容でございます。

ちなみに、重点支援地方交付金の場合は、本町の場合は2,900万円余りということの交付の上限額をいただいているところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） その1番目の低所得世帯の物価高の影響への支援として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円云々ということちらのことなんですけども、今、同僚議員からも指摘がありましたが、今まで商品券ということもあったかもしれませんけど、基本的には現金支給だったと思います。それを今回たったもポイントで支給するということで、やっぱり私はちょっと違和感を感じます。理由は、今、総務課長もおっ

しゃいましたけれども、まず目的として、これは何をするかというと、低所得世帯の方、住民税非課税世帯の方に対する物価高への影響を緩和するという、そういう意味合いの補助金。もうこの目的というのは、国で定められたものだと思います。やり方については、当然いろいろ裁量はあるのかもしれませんけれども、目的はこれです。

2番との違い、2番は普通に物価高騰対策として住民全員に一律8,000円とありますけれども、この物価高騰対策というのは、確かに住民一人一人の方、消費者としての物価高騰対策という意味もありますけれども、それをたったもポイントとして支給することで事業者の方への物価高騰対策にもなってるという、その両方を2番はやってるというふうに私は理解します。今までそうでしたけれども、たったもポイントをわざわざ使うということは、商工業者の方へのメリットがあるから、それは物価高騰対策といつても両面あるということは理解します。

ただ、1番は、ちょっと違うんです。あくまでも1番は、その支給対象者の方への支援なので、それはやっぱり現金で支給してもらったほうが、使い道もどんなことにも使えるし、一番確実に使えるわけですよ。

それで、たったもポイントについては、1割、90%超えてるとおっしゃいましたけど、一番新しい報告では大体90%を微妙に切るぐらい、1割以上の方が今まで使えてないわけですよね。それで、これがさらに住民税非課税の方になってくると、恐らく高齢者の方が増えてくるとなると、10%よりも増える可能性もあるんじゃないかと思うんですね。たったもポイントで支給した場合、使えない方というのは。

その辺はちょっと、多分データを確認すればすぐに分かることなんでしょうけれども、私はその辺のことも加味、心配して、今回特に1番と2番の対策が両方あるわけですから、2番でまず8,000円は迅速に全住民に配ると。少し時間はかかるけれども、低所得世帯の方には3万円と、あと子供の方2万円というのを、少し遅れるけれども、それはまた確実に現金で配って支援をするという、そういうやり方で、今までのやり方を踏襲するようなやり方でいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺りのことをどういう御判断なのか。ちょっとすみません。長くしゃべって、ちょっとあれですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） たったもカードというところの利用の方法につきましては、既に町内の、町内というか、国内全てかもしれません、様々なものが物価高になってるということが現状にあります。ですから、できるだけスピード感を持って本人さんのほうに届けたいということができるというふうに思っておりますし、また、たったもカードのやっぱり利用の事業者の皆さん多くが加入していただいている現実がありますので、そういったところの中で、この金額の3万円あるいはお子さん1人に対しては2万円という金額は、そんなに使い道に困るという話ではなくて、日常生活の中で利用していただきたいというふうには思いがありますので、そういったところを主体的に捉えた形の中で今本町が進めてるたったもカードの促進、あるいは事業者の皆さんへの利用促進に

つながるものだというふうに思っておりますので、まず第1点は、既に物価高に困ってる方もおられるというふうに思っておりますので、早期な御利用いただくことをやっぱり重点的にPRもさせていただきながら進めていかせていただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、だから今の答弁だと、利用促進とかそっちが入っちゃってますよね。1番のほうで、低所得世帯の方への支援という、それが大目的なのに、それプラスたったもカードをもっと使ってもらおうとか、商工業者の方への支援とかということが入っちゃってて、何か本来の目的とちょっとずれてきてると私は感じます。

それで、だからそれ何よりも問題なのは、では、今期間も延長するということもお話をありましたけれども、それにしても約1割、今までの半年だとして1割程度の方、1割ちょっとの方は使えなくて終わってしまってるのはどう考えますか。この方たちのことをどう考えるか。この方たちは使わなかったんだから、別に支援は必要なかったんだろうという、そういう立場を取るのか、それとも、やっぱり何としても100%とにかく使ってもらうんだということで、もう徹底的に何か対策を取るのかとか、その今まで使ってない1割の方に対する働きかけというか、その方たちはどういうふうに考えるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の交付金の捉え方ということで、国のはうからの方針性というところが文書で来ておりまして、基本的には迅速に支援をするというのが主たる目的にもなっておりますので、そういう意味で現金支給というやり方ももちろんありますけれども、本町の場合はこういった経済循環対策としてのたったもカードというのを今構築して推進してますので、スピード感というところにつきましては、国の求めてる内容に合致してるものというふうに認識しておりますし、確かに1割の方という話もありますけども、推進状況の中でやはりその辺は状況把握させていただきながら次の御利用の方法というところを捉えながら推進をして、最終的にはそれぞれの金額、交付した金額の使っていただくということに着目をしながら推進をしていきます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、迅速な支援ということはもちろん重要なんですけれども、国が言っているのは、全国見てるんで、大きい市などはやっぱり前にあったコロナのときの10万円支給でも非常に時間がかかる。でも日南町は、その点のところもすごくしっかりしてて、基本的に支給する口座をほぼ全部、新しい方はともかくとして、把握されてる。あの10万円の支給のときには日南町は早かったというお褒めがあったと思うんですよね。人口が少ないという面もあって、現金支給というのも、もちろんたったもよりは遅いにせよ十分早く日南町ではできるはずです。

今回はしかも、たったもポイント、8,000ポイントはまずぽんと入れておいて、そ

れでしばらく後に3万円が入ってくるという形になるので、受け取る方についても、その時間差でどうがというのは、個々のことを考えたらもちろん早くもらいたいという方もおられるかもしれませんけれども、それでも私は、その1割の方をどうするんだということがやっぱりすごく気になるんですよね。だからこのやり方をするんだったら本当にもう限りなく100%に近づくような努力をきちんとしていってもらわないと、期限の延長というのもその一つですけれども、個々への働きかけみたいなことも含めてきちんとやっていくべきじゃないかと思うんですけれども、もしこの方法でやるなら、どうですかね。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ですから、先ほど申し上げましたように、執行状況を確認させていただきながら、特に世帯の皆さん方については該当者が町で把握できておりますので、そういう状況を見ながら、もし執行がない方が仮におられるようだったら、そういう皆さんへの声かけというのはさせていただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。そうおっしゃるのは信用はしたいんですけど、722世帯あって、1割として70世帯、それに全て確認するというのもなかなか担当課大変なような感じはしますが、きっちりとその辺りの追跡ということもやっていただくということで、今回の予算については一つの試みといえば試みで、たったもでやっていただくということになるのかもしれませんけど、きっちりとした本当に状況の確認、きちんと届いてるのか、使われているのか、それをきちんとしていただくようにと求めたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） すみません。私ちょっと休憩を取りたいと思いますので。といいますのは、たったもカードの議論が今、質疑が多いというふうに思ってまして、担当課長が今いらっしゃいませんので、説明員として要請しておりません。ですから、ちょっとここで休憩を取らせてください。お願いします。10分程度休憩を取りたいと思いますので、9時45分再開といたします。

午前9時37分休憩

午前9時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで浅田地域づくり推進課長を説明員として新たに出席を求めました。

浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 先ほど議論になっておりました、一つには、延長できるのかということ。まずシステム的には問題ありませんので、延長もできます。また、財務事務処理的にも、このカード、2年間まで延長できますので、今回交付金を固めてしまわなきゃいけないという、先ほど総務課長のほうからも答弁がありましたよ

うに、できれば12月末ぐらいまでの利用期間ということで延長ということに対しましては、技術的にも財務事務処理的にも可能だということを答弁させていただきます。

それからもう一つ、全く利用していない方が10%ぐらいあるんじゃないかと、これまでのスペシャルポイント等ですね、あったんですけれども、いま一度カード利用者を見てみまして、全く1円も動かしてなかったりとか、使っていなかった人というデータもちょっと見てみましたところ、約4%の方がありました。ですので、きちんと広報すればそこぐらいまでは利用を促進するといいますか、利用してくださいという勧奨することができるというふうには思っていますので、それに向けてPRしていければ、大分の方に使っていただくようになるんではないかというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私のほうからも、重ねてになりますけれども、先ほど課長も申し上げましたが、有効期限の関係でございますが、説明資料のほうでは7月末ということで記載をさせていただいておりますけども、12月末という形の中で事業のほうは進めさせていただければということで、訂正と併せて変更に伴うおわびを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。今の未利用額ですね、以前の資料で出していただいてたのは。たしか未利用額が約10%ということで、全く使ってない方というのは、今そういう説明があれば4%ということなんでしょう。ただ、そこ、だから思ってたよりは多少いいなというのは思いました。

ただ、それでもやっぱり4%の方は全く届いてない。金額でいえば使い切れない金額が10%あるということで、現金でないということは町外での買物ができないと。そうするとやっぱり当然現金のほうが使い勝手としてはいいんですよ。だからあとはその辺のところをどう考えるかということですね。商工業者支援、たったもカードを普及させるという意味ではいいのかもしれませんけれども、だからやっぱり繰り返しになりますけれども、その10%の金額がもう限りなくゼロ%になるように、未利用金額、未利用者はもう限りなくゼロになるように、これ働きかけしようと思ったら場合によっては町に住民票がないような方、御家族の方にまで働きかけをしなきゃいけないということになりますけども、町長、本当にできますか。それ大丈夫ですか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 先ほど4%の方が全く1円も動かしてないということ述べさせていただきましたけど、その中に今回、今日の時点でそれ調査をしましたけれども、新しく生まれた方であるとか、転入されてきた方、そういった方も若干含まれています。この4%よりもう少し少ないのかもしれません、そのことも申し添えさせていただきたいと思いますし、確かに電気代とか、子供さんだったらランドセルとかを町外で買いたいというような方も、確かに現金の希望もあるかもしれませんけど、

これお金のほうには全く色がつきませんので、何に使ってもいいようなことになってしまふということであるんであれば、せめて町内のほうで有効的に、食料品だとか、油だとか、町内で買えるものを使っていただきたいというのが私ども担当課のほうの考えでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 一応改めて町長に、私がさっき言ったのは、4%の方、新しく生まれた方、転入者も含まれるということですけども、そのほかに例えば施設入所されてて、御本人は使えない方。だから御本人じゃなくて、その御本人の息子さん、娘さんだとか、御家族にまで連絡を取って、たったもカード入ってますんで、使ってくださいよというお知らせを場合によってはしなきゃいけないという、そこまでできますかという質問なんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そういうお話もあるかもしれません、今回の支援策というのは基本的には生活支援といいましょうか、エネルギーだとか食料品あたりが高くなっていますというところを支援するためということが主たる目的であります。ですから、日常生活される中でそういうところの価格高騰に対する生活支援でありますので、ぜひともそういう日常のサイクルの中で御利用いただくというところが主たる内容でありますので、先ほど申し上げましたように、執行状況を把握しながらというふうに申し上げましたけれども、迅速なスピード感を持って交付して、早いこと御利用いただけてという形が主たるものだというふうに思っております。

あわせて、執行状況は確認をさせていただきながら御利用のほうの促進に努めてはいきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 大体皆さんの意見が出てきましたけども、先ほど町長答弁されましたかが、執行状況確認というふうにおっしゃられたんですが、これは例えば期限が過ぎてから確認されても何もなりませんので、じゃあ、一体どういう状態のときに確認されるのかをちょっと伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に先ほど訂正的なところで12月末の執行期限というふうにさせていただきましたので、確認できるところは随時できるというふうに思っておりますけれども、その辺は少し明確ではありませんけども、例えば2か月、年度末だとか、3月末だとか、あるいは状況見ながら6月末だとか、そういうところの少し長いスパンの中で、かつ有効期限の当然到来しちゃいけませんから、早めの把握と、それからPRはしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 3月末ということになると早い時期の確認ということに

なりますが、12月まであるわけですから、もう少し後でもいいですけど、私が思うには、先ほどありましたけど、施設に入ってる方とか、例えば病院に入っている方とか、一人暮らしで町外に出とられる方とか、そういう方もおられますので、そういう方の確認についてはどういうふうにされるのか伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そこの分類ではなくて、執行がされてるかされてないかというところだというふうに思ってます。ですから、その次のステップとして、施設のほう、例えば病院だと施設に入院されてる方という方が分かるケースというのはあるかなというふうに思っておりますが、ですからそういう方については今後、利用どういう形ができるかということは検討はしていきたいというふうに思っておりますが、一般的には3万円あるいは2万円というところは住んでおられる方だと、直接あるいは利用ができる方だというふうに思っておりますので、部分的にはおっしゃられるようなケースというところは生まれてくることは想定はしておりますけれども、そういうところを分析しながら早めの対応策というところにつなげていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） そもそもなんですけれども、この手のものというのは、こういうような交付金とかいうのは、いわゆる町民の方からの申請主義的な、要は申請を出して交付をするというような仕組みなものかどうかということです。事務手続上の話なんですけども、いわゆる措置費として出すようなものであれば町のほうからアクションを起こして、振込とか、そういうことをするんですけども、この物価高騰対策の交付金、臨時交付金というような形のものというのは一体どのような考え方での町民への振込なのかいう、そのところを教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の低所得者世帯への支援策というところにつきましては、基本的には特に物価高の影響を受ける所得の低い方に対して迅速に支援を届けるというところでありますので、ですからプッシュ型でいいというふうに理解をしております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほどから話が出てます現金の話、やろうと思えばというか、本当にやるんであれば現金を振り込みやいいと、そういうような対応もできるものなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） これまで議員おっしゃられますように現金で給付をさせていただいておりましたけれど、その現金を給付するに当たりましては、また同じですけど、システムの改修のほうをさせていただいた形で、給付金、これに対応した形のシステムを整備した上での手続となります。

今回は、町長申しましたように、プッシュ型ということで、確認書というのをこちら

が発送して、返送があった方に対して払うというこれまでの形ではなく、プッシュ型ということで、以前も行ったことはありますけれど、そういう形で払うということにしてもシステムの改修で、またその支払いの手続で皆さんへの通知、確認書ではなく、支払い通知という形ですね、いつ頃、幾ら払いますよという通知を送るという形になりますと、これまでだと大体議決いただいてから2か月程度をやはり要しておりました。そういういたところも先ほど町長ありましたけれど、早くに住民さんに届けたいということで今回のたったもポイントのほうの付与に転換させていただきたいと担当課としても考えております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 周辺地域で住んでいる者は、町内じゃなくて、隣接したところとの交流のほうが多いという地域もありますと、今までたったもカードが町外でも使えるといいのにというふうな声を聞いています。

ただ、たったもカードは町内の業者を支援するという意味もあるので、それを否定するわけではないんですけども、この初めの分の2万円、3万円というのは、またたったもカードは別という形も検討していただけたらいいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第4、議案第2号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第8号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、報告書フォルダーの議員派遣の件、今後の予定のとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣ファイルのとおり決定しました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第1回日南町議会臨時議会の会議を閉じ、閉会とします。御協力ありがとうございました。

午前10時00分閉会
